明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書（一五）　二

〔省　令〕
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務**五）　三
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令（**財務**七五）　三

〔告　示〕
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による平成二十六年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（**総務**三一四）　三
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件（**総務・財務**一）　三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件（**外務**三一二）　三
○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書によって改正される条約に関する書簡の交換に関する件（**同**三一三）　三
○名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**九一〇）　三

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十六年度水産業普及指導員資格試験の実施について（農林水産省）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、平成二十五事業年度・年度財務諸表（独立行政法人日本学生支援機構・独立行政法人港湾空港技術研究所・独立行政法人国立環境研究所）、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二三
会社その他　二四
会社決算公告　二八

本号で公布された法令のあらまし

◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書（条約第一五号）（外務省）

この議定書は、日本国とスウェーデンとの間で課税権の調整等を行うとともに、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国とスウェーデンとの間の現行の租税条約に、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続規定を新たに設けるとともに、徴収共助に係る規定の拡充等を行うものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約第二条を改め、改正後の条約は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、スウェーデンについては国税である所得税、配当に対する源泉徴収税、非居住者に対する所得税、非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税並びに地方税である所得税に適用することを規定する。（第一条関係）

2　現行条約第一〇条を改め、配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る配当については免除され、その他の配当については一〇パーセントを超えない税率により行われることについて規定する。また、親子会社間の株式の保有割合に係る要件を一〇パーセント以上とすることについて規定する。（第六条関係）

3　現行条約第一一条を改め、利子については、一定の場合を除き、源泉地国において課税を免除されることについて規定する。（第七条関係）

4　現行条約第一二条を改め、使用料については、源泉地国において課税を免除されることについて規定する。（第八条関係）

5　現行条約に規定を追加し、源泉地国免税となる所得等について、条約上の特典を受けられる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。また、一定の優遇税制の適用を受ける法人の所得及びその法人から支払われる配当又は取引の主たる目的がこの条約の特典を受けることにある所得に対しては、改正後の条約に定める租税の軽減又は免除は与えられないことについて規定する。（第一四条関係）

6　現行条約第二四条に規定を追加し、納税者から申し立てられた事案について、三年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合、納税者の要請により仲裁に付託することができることについて規定する。（第一七条関係）

7　現行条約第二五条を改め、国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処するため、情報交換に係る規定を国際標準であるＯＥＣＤモデル租税条約に沿った内容とすることについて規定する。（第一八条関係）

8　現行条約第二五条のＡを改め、条約濫用の場合に限らず、両締約国が租税債権の徴収につき相互に支援を行うことについて規定する。（第一九条関係）

9　この議定書は、各締約国がこの条約の効力発生に必要とされる国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対して行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第二〇条関係）